

1. 水質汚濁防止法の概要

1 水質汚濁防止法の概要

(1) 目的 (第1条)

この法律は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって公共用水域及び地下水の水質の汚濁（水質以外の水の状態が悪化することを含む。以下同じ。）の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的としています。

(2) 定義 (第2条他)

この法律で使われている主な用語の定義は次のとおりです。（以下、「政令」とは、水質汚濁防止法施行令のことをいいます。）

- ①公共用水域：河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい水路その他の公共の用に供される水路（終末処理場を設置する下水道は含まない）
- ②特定施設：有害物質や生活環境に被害を生ずるおそれがあるような汚水又は廃液を排出する施設で、政令で指定されたもの（P19 別表1に示す番号の1号から74号の101施設種）
- ③有害物質：人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質（P28 別表3に示す項目）
- ④指定地域特定施設：建築基準法施行令に基づく基準により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽のうち水質汚濁防止法第4条の2第1項に規定する総量規制に係る指定地域（P54 別図1 参照 政令別表第2に掲げる区域）に設置されるもの
- ⑤有害物質使用特定施設：特定施設のうち、有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設（指定地域特定施設を除く）
- ⑥有害物質貯蔵指定施設：有害物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設（⑤参照）
- ⑦特定事業場：特定施設又は指定地域特定施設を設置する工場、事業場
- ⑧有害物質使用特定事業場：有害物質使用特定施設を設置する特定事業場
- ⑨汚水等：特定施設から排出される汚水又は廃液
- ⑩排水：特定事業場から公共用水域に排出される水（汚水等だけでなく、これらを処理したもの、生活雑排水、冷却水及び雨水を含む）
- ⑪特定地下浸透水：有害物質使用特定事業場から地下に浸透する水で有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む）を含むもの
- ⑫指定地域内事業場：特定事業場のうち指定地域内（P54 別図1 参照）にある1日当たりの平均的な排水の量（日平均排水量）が50 m³以上の特定事業場
- ⑬みなし指定地域特定施設：湖沼水質保全特別措置法第3条第2項に規定する指定地域内（P55 別図2 参照）に設置されるもので、病床数が120以上299以下である病院に設置されるちゅう房施設又は洗浄施設又は入浴施設（みなし病院施設）、及び建築基準法施行令に基づく基準により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽（みなし浄化槽）
- ⑭貯油施設等：重油その他の政令で定める油を貯蔵し、又は油を含む水を処理する施設であつて、以下に掲げるもの（特定施設を除く）
 - ア 重油その他の政令で定める油を貯蔵する貯油施設
 - イ 重油その他の政令で定める油を含む水を処理する油水分離施設

※政令で定める油：原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油、動植物油

⑮**指定施設**：有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質及び油以外の物質であって公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの（指定物質（P50）を製造し、貯蔵し、使用し若しくは処理する施設

⑯**指定事業場**：指定施設を設置する工場、事業場

⑰**特定排水**：排水のうち、指定地域内の特定事業場において事業活動その他の人の活動に使用された水であって、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のもの

(3) 排水の排出の規制

ア 排水の濃度規制（第3条、第12条）

特定事業場から公共用水域に排出される水（排水）には有害物質等43項目にわたり、全国一律の排水基準（一律基準）が定められています。

また、この一律基準のみでは、水質汚濁防止が十分でない公共用水域について、都道府県は、条例で一律基準にかえてより厳しい基準（上乘せ基準）を定められることになっています。

本県では、すべての水域に上乘せ基準が定められています。

イ 総量規制（第4条の5）

指定地域内事業場に対してアの濃度規制に加えて排水のCOD、窒素及びリンの汚濁負荷量の総量について規制基準が定められています。

本県では、東京湾流域の21市町（P54別図1参照）の指定地域内事業場が規制対象となっています。

(4) 特定地下浸透水の浸透の制限（第12条の3）

有害物質を含む特定地下浸透水の地下への浸透は禁止されています。（有害物質を含む特定地下浸透水の要件はP47別表5参照）

(5) 事業者の義務

特定施設等を設置し、工場・事業場から排水を排出し、又は特定地下浸透水を地下に浸透させる事業者には次のような義務が課せられます。（詳細は次章（P9～）を御覧ください。）

ア 特定施設等の設置等に当たって届出をすること。

- ① 特定施設等の設置の届出（第5条第1項、第2項、第3項）
- ② 特定施設等の使用の届出（第6条第1項又は第2項）
- ③ 排水の排水系統別の汚染状態及び量の届出（第6条第3項）
- ④ 特定施設等の構造等の変更の届出（第7条）
- ⑤ 氏名の変更等の届出（第10条）
- ⑥ 特定施設等の使用廃止の届出（第10条）
- ⑦ 特定施設等の承継の届出（第11条）
- ⑧ 汚濁負荷量測定手法の届出（第14条第3項）

イ 排水基準、総量規制基準の遵守及び有害物質を含む特定地下浸透水を地下へ浸透させないこと（第12条、第12条の2、第12条の3）

ウ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造、設備及び使用の方法の遵守（第12条の4）

エ 事故時の措置（第14条の2）

- ① 応急の措置
(ア) 特定事業場の設置者（第14条の2第1項）

特定事業場の設置者は、当該特定事業場において特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水若しくは生活環境項目（P29 別表 3-2 参照）について排水基準に適合しないおそれがある水が公共用水域に排出され、又は有害物質を含む水が地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、ただちに引き続く有害物質を含む水若しくは当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出又は有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講ずること。

（イ）指定事業場の設置者（第 14 条の 2 第 2 項）

指定事業場の設置者は、当該指定事業場において指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、ただちに引き続く有害物質又は指定物質を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずること。

（ウ）貯油事業場等（貯油施設等を設置する工場又は事業場）の設置者（第 14 条の 2 第 3 項）

貯油事業場等の設置者は、当該貯油事業場等において貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、ただちに引き続く油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずること。

② 事故時の措置に係る届出

特定事業場、指定事業場又は貯油事業場等の設置者は、上記の事故があったときは、速やかに事故の状況及び講じた措置の概要を届出ること。

オ 排出水の汚染状態の測定（第 14 条第 1 項、第 2 項）

排水水又は特定地下浸透水の汚染状態、排水水の汚濁負荷量を測定し、記録し、保存すること。

カ 排水口の位置等排出方法を適切にすること（第 14 条第 4 項）。

キ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を点検し、記録し、保存すること。（第 14 条第 5 項）

ク 事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出又は地下への浸透の状況を把握するとともに、当該汚水又は廃液による公共用水域又は地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようにしなければならない（第 14 条の 4）。

ケ 異常な濁水等により公共用水域の水質汚濁が著しくなった場合に発せられる排水量の削減等の知事の命令に従わなければならない（第 18 条）。

（6） **行政権限**

事業者は排水基準を守らせ又は有害物質を含む特定地下浸透水を浸透させないで、公共用水域及び地下水の水質汚濁を防止するため、知事（又は政令市の長）には、次のような行政権限が認められています。

ア 計画変更命令（第 8 条、第 8 条の 2）

イ 改善命令等（第 13 条、第 13 条の 2、第 13 条の 3）

ウ 事故時の応急措置命令（第 14 条の 2 第 3 項）

エ 地下水の水質の浄化に係る措置命令等（第 14 条の 3）

オ 緊急時の措置命令（第 18 条）

カ 報告及び検査（第 22 条）

(7) 罰 則

次表のとおり罰則が規定されています。

適 用	罰 則	
① 計画変更命令又は改善命令等に違反した場合	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金	30条
② 地下水の水質の浄化に係る措置命令等に違反した場合		
③ 排水基準に違反した場合	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 (ただし、過失で排水基準違反をした場合は3月以下の禁錮又は30万円以下の罰金)	31条
④ 緊急時の措置命令に違反した場合		
⑤ 事故時の応急措置命令に違反した場合		
⑥ 特定施設の設置届出、構造等変更届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金	32条
⑦ 特定施設の使用届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合		
⑧ 工事の実施制限期間に違反した場合。	30万円以下の罰金	33条
⑨ 排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者であって、排出水又は特定地下浸透水の汚染状態の測定結果について、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった場合		
⑩ 指定地域内事業場であって、汚濁負荷量の測定結果について、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった場合		
⑪ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設であって、施設の点検結果について、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった場合		
⑫ 知事が求めた報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み妨げ忌避した場合		
⑬ 氏名等の変更届出、特定施設使用廃止届出、承継届出、汚濁負荷量の測定手法の届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合	10万円以下の過料	35条

(注) 表の①～⑫に該当する場合は、行為者のみでなく法人に対しても罰金が科せられます。(法34条)

(8) 関係法令等

水質汚濁防止法の関係法令等としては、次のようなものがあり、これら法令等に基づく施設設置・変更等に際して基準等がかかることがありますので、この遵守等に留意してください。

ア 法 律

- ① 湖沼水質保全特別措置法
- ② 浄化槽法
- ③ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ④ 建築基準法
- ⑤ 下水道法
- ⑥ 化製場等に関する法律
- ⑦ 消防法
- ⑧ ダイオキシン類対策特別措置法
- ⑨ 土壌汚染対策法

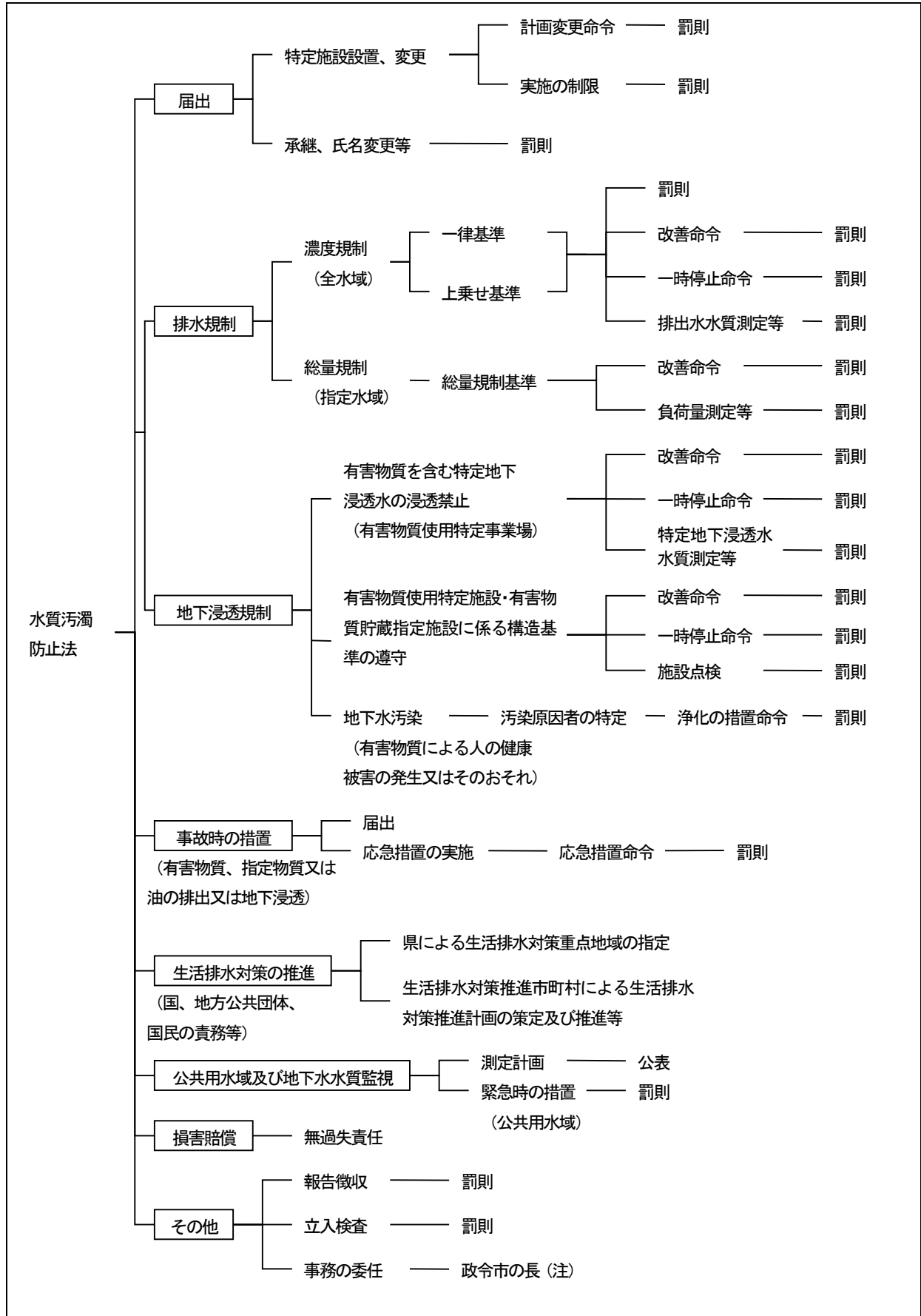
イ 条 例

千葉県環境保全条例

水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例（上乘せ条例）

千葉県排水水及び特定地下浸透水の汚染状態の測定の回数を定める条例（測定回数条例）

(参考) 水質汚濁防止法体系図



(注) 本県では、千葉市、市川市、船橋市、松戸市、柏市及び市原市が政令市となっている。

